

東京都公安委員会告示第 2627 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 4 第 18 項並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 7 月 13 日

東京都公安委員会

記

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名
別添のとおり
- 2 送達する書類の名称
別添のとおり
- 3 公示事項

当公安委員会は、道路交通法第 51 条の 4 第 18 項及び地方税法第 20 条の規定に基づき、前 2 の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

神奈川県横浜市神奈川区羽沢町1139-1-101

水口 登志夫

神奈川県川崎市宮前区小台2丁目8-10-302

日坂 凜

東京都日野市富士町1-31-427

鮫島 甲太

千葉県富津市大堀2173

株式会社 三栄総建

千葉県八千代市大和田新田489-5-201

株式会社 栄倉組

神奈川県綾瀬市落合北4丁目2-52

LATHIEFUGE MOHAMED MOBARAK

神奈川県川崎市宮前区小台2丁目8-10-302

日坂 凜

東京都葛飾区立石8丁目44-19

合同会社 Star's

東京都渋谷区富ヶ谷1丁目14-13

株式会社 普宗企画

佐賀県小城市三日月町久米1876-1 グランディールドルチェ108

松本 成将

東京都豊島区要町3丁目58-12 コワソ101

山下 郁男

埼玉県深谷市大塚378-1

大野 真也

宮城県仙台市青葉区五橋1丁目3-1-2205

菅原 翼

東京都清瀬市下宿3丁目1086-202

株式会社KM international

千葉県千葉市緑区おゆみ野南6丁目37-3

松嶋 大記

大阪府大阪市西成区梅南3丁目8-21 BST104

熊谷 渉

東京都日野市日野台2丁目38-3-204

MERAGALGE JANITHA PRADEEP GUNAWARDANA

放置違反金納付命令書 (第 30-101-260401-201072)

放置違反金納付命令書 (第 30-103-260105-206843)

放置違反金納付命令書 (第 30-103-260413-205649)

放置違反金納付命令書 (第 30-105-260411-203195)

放置違反金納付命令書 (第 30-113-260412-201628)

放置違反金納付命令書 (第 30-113-260423-202039)

放置違反金納付命令書 (第 30-331-251118-106163)

放置違反金納付命令書 (第 30-332-260212-205124)

放置違反金納付命令書 (第 30-333-260305-202397)

放置違反金納付命令書 (第 30-435-260326-205929)

放置違反金納付命令書 (第 30-435-260404-421192)

放置違反金納付命令書 (第 30-438-260501-206722)

放置違反金納付命令書 (第 30-443-260420-428128)

放置違反金納付命令書 (第 30-547-260413-204279)

放置違反金納付命令書 (第 30-555-260424-414090)

放置違反金納付命令書 (第 30-661-260415-428017)

放置違反金納付命令書 (第 30-883-260330-206352)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

千葉県市原市大坪1093-2 三浦 功士	督促状 (第 30-103-260106-414865)
東京都足立区千住旭町38-1 株式会社 COREZO	督促状 (第 30-106-260124-201259)
東京都足立区東六月町9-9 加藤 寛道	督促状 (第 30-106-260227-214301)
埼玉県川口市領家2丁目2-5 アネックス領家301 水口 空	督促状 (第 30-108-251128-202237)
埼玉県川口市東領家2丁目3-8 プラム202 橋場 康人	督促状 (第 30-108-251218-411622)
東京都千代田区岩本町3丁目7-11-1101 金澤 竜鳳	督促状 (第 30-329-260224-202571)
東京都新宿区上落合1丁目22-12 サンマルコパーク103 佐々木 洋輔	督促状 (第 30-440-260127-418138)
愛知県稲沢市松下2丁目12-6-104 江原 克彦	督促状 (第 30-547-260131-405747)
千葉県木更津市万石90-4 佐佐木 康友	督促状 (第 30-550-260130-436839)
東京都府中市天神町3丁目19-22 サンハイツ天神205 京極 平	督促状 (第 30-554-260113-403060)
東京都世田谷区上北沢1丁目22-24-601 瓜田 敬子	督促状 (第 30-555-260207-441013)
長野県上田市生田2068 榎本 武範	督促状 (第 30-771-260123-439132)
東京都足立区千住旭町38-1 株式会社 COREZO	督促状 (第 30-776-260113-426162)

- 1 この処分に不服がある場合は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の2第3項の規定により、本揭示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、送達日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。